「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ（2025 年 12 月版）

「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。
まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

〔対象の「ご契約のしおり・約款」〕
保険組曲Ｂｅｓｔ ＭＹ ＷＡＹ（無選択移行）（2025 年 5 月版）

【１】ご契約のしおりの変更

ご契約のしおりの一部を改定します。

●「はじめに」の「 【２】ご契約継続のお申込み方法について」の「２．留意事項」について、つぎのとおり変更します。

個人保険への移行を取り扱う商品について、「無配当団体３大疾病保険」を追加します。

	移行前 （企業保険）	移行後 （個人保険）
医療系商品等	団体生活介護保険３大疾病保障特約 無配当団体３大疾病保険	無配当特定疾病治療保険〔Ｉ型〕（無解約払戻金型）(002)【本則】

●「税金について」の「【１】生命保険料控除について」をつぎのとおり変更します。

「■所得税の所得控除額」、「■住民税の所得控除額」、「！ご注意」の項目を削除し、以下文言を追加します。

●所得税・住民税の所得控除額の計算方法など、詳細は当社ホームページよりご確認ください。
（https://www.taiyo-seimei.co.jp/customer/seimeihoken/hokenryo_kojo.html）

【２】約款「取扱総則規程約款」の変更

約款「取扱総則規程約款」の一部を改定します。

●第１４条（重大事由による解除）第５項、第６項をつぎのとおり変更します。

⑤　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定により保険契約を解除し、給付金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し給付金等を支払わない場合で、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分の解約払戻金があるときには、会社は、その部分の各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑥　第１号に定める保険契約については、第２号から第４号までに定めるとおり取り扱います。
(1) 本項の規定の適用となる保険契約はつぎのとおりとする。
ア．個人年金保険契約等
イ．無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約
ウ．無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔Ｉ型〕契約または無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）
エ．無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険（001）契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ｉ型〕契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約、無配当介護就業不能収入保障保険〔Ｉ型〕契約または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）
オ．無配当選択緩和型認知症治療年金保険契約
(2) 前号に定める保険契約について、年金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。
(3) 第１号に定める保険契約について、年金支払開始日以後に第３項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。
(4) 第１号のア．からエ．までに定める保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第４項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。

●第１８条（保険契約の更新）第４項、第１２項をつぎのとおり変更します。

④　つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
(1) 保険期間
(2) 保険契約の型
(3) 支払限度の型
(4) 生存給付金の形式
(5) 年金支払満了年齢
(6) 最低支払保証期間
(7) 年金保障期間

⑫　保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効等に関する規定
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 認知症責任開始日前の原因による無効
(10) 削減期間

●第１９条（保険期間が終身の保険契約への変更）第６項、第１１項をつぎのとおり変更します。

⑥　変更後契約の保険契約の型、支払限度の型および年金保障期間は、それぞれ変更前契約の保険契約の型、支払限度の型および年金保障期間と同一とします。

⑪　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(1) 給付金等の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効等に関する規定
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 認知症責任開始日前の原因による無効
(10)削減期間

【３】約款「別表」の変更

約款「別表」の一部を改定します。

●「５．病院または診療所および入院」第３項をつぎのとおり変更します。

③　つぎの保険種類の場合は、前①および前②の規定について柔道整復師に関する規定は適用しません。

Ａ　無配当女性入院保険
Ｂ　無配当女性特定疾病入院保険
Ｃ　無配当ガン保険、無配当ガン入院保険
Ｄ　無配当生活習慣病入院保険
Ｅ　無配当女性入院一時金保険
Ｆ　無配当生活習慣病入院一時金保険
Ｇ　無配当特定疾病治療保険、無配当特定疾病・疾病傷害保険、無配当 10 大疾病保障保険
Ｈ　無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
Ｉ　無配当選択緩和型７大疾病医療一時金保険。ただし、傷害骨折治療給付金の支払の場合を除きます。
Ｊ　無配当就業不能収入保障保険（001）。ただし、不慮の事故による場合を除きます。
Ｋ　無配当保険料払込免除特約
Ｌ　無配当産前産後ケア保障付特定医療保険
Ｍ　無配当ガン治療保険、無配当選択緩和型ガン治療保険
Ｎ　無配当選択緩和型ガン診断保険〔複数回支払〕

太陽生命保険株式会社

【本社】　〒103-6031　東京都中央区日本橋２丁目７番１号
【お客様サービスセンター】　電話番号　0120-97-2111（通話無料）
営業時間　　月～金曜日　９時～18 時　　土曜日　９時～17 時
（日曜日・祝日・年末年始（12 月 30 日～翌年１月４日）は休業します）

2025 年 11 月作成
個-980-25-434(2025/11/10)